

かしま 農委だより

第17号

— 発行者 —
鹿嶋市農業委員会
— 編集者 —
編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
電話0299-82-2911(代)
E-mail: nouil@city.ibaraki-kashima.lg.jp

夢のある農法に取り組む若人を紹介します

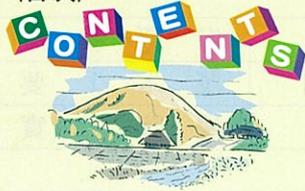


大型機械による
パン用小麦の種まき作業

市内猿田在住の「鹿嶋パラダイス」代表の唐澤 秀さんは、田畑約6ヘクタールで米、麦、なす、トマト、さつまいもなどを栽培、米づくりでは、肥料も農薬も一切使わないばかりでなく、山から湧き出した水を活用するなど、自然農法にこだわっています。

これからの取り組みについては、「素材だけ売っていても限界があり、売り方のチャンネルを変えて、こだわりのお米や大豆、野菜などを材料とした商品販売により農業の六次産業化や外食産業につなげていきたい」と意気込みを話す。農業を始めて4年、唐澤さんの夢がひろがる。

〈目次〉



- ・平成23年度農作業標準賃金、農地の賃借料情報ほか 2
- ・農業委員会の活動目標及び実績、農地法第3条(別段面積)ほか 3
- ・市長への建議、農地利用状況調査、農地の無断転用防止 4
- ・認定農業者等との意見交換会、選挙人名簿申請のお知らせ 5
- ・利用権の設定、農業者年金、農業新聞、総会日程ほか 6

■平成23年度 農作業標準賃金(農作業労賃・機械持込作業料金)

種別	作業種別	標準賃金		備考	種別	作業種別	標準賃金		備考			
		作業内容	単位と金額				作業内容	単位と金額				
田	一般農作業	田作業	8時間あたり 7,000円	男女とも同額、食事なし。	畑	一般農作業	畑作業	8時間あたり 6,000円	男女とも同額、食事なし。			
	耕起 (トラクター)	耕起	10aあたり 6,000円			トラクター	耕起	ロータリー		10aあたり 6,000円		
		ロータリー	10aあたり 6,000円				深耕	深耕ロータリー		10aあたり 20,000円		
		代かき	10aあたり 8,000円				深耕	深耕プラウ		10aあたり 10,000円		
		あぜ 畦	1mあたり 50円				開墾	開墾プラウ		10aあたり 10,000円		
	草刈 (保安全管理)	草刈り機	10aあたり 12,000円			トラクター	マルチ張り	200mあたり 1,500円		振動掘は3,000円増額		
	田植え	機械植え	10aあたり 7,000円				ミツバ掘り	10aあたり 10,000円				
	稲刈り	コンバイン	10aあたり 20,000円				※10a=約1反歩					
	乾燥 調整	乾燥 粉摺り	60kgあたり 2,000円			陸稲は50円増額		●消費税は含まれていません。		●作業場所や時間・作業内容などの働く条件によって異なります。上表を参考に話し合いで決めてください。		
		粉摺り	60kgあたり 700円									

平成23年度の農地の賃借料情報や、農作業標準賃金をお知らせします。詳しくは、お問い合わせください。



問 農業委員会

■平成23年度 農地の賃借料情報(10aあたり)

種別	区域	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	鹿嶋市全域	基盤整備地域	13,654円	20,000円	7,479円	29
	未整備地域	14,139円	20,000円	10,000円	5	
畑	鹿嶋市全域	基盤整備地域	13,357円	21,796円	9,701円	4
	未整備地域	12,471円	15,000円	6,707円	21	

※データ数は、集計に用いた筆数です。また、賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kgあたり10,000円に換算しています。

農地等に関するご相談はお近くの農業委員まで

担当地区	氏名	担当地区	氏名
大小志崎、武井釜	出頭勝美	明石、小宮作、下津	大川長壽
荒井、浜津賀	橋本正	神向寺、宮津台	石津初美
青塚	大寄優	国末、泉川、粟生、光	大鷲榮
角折、棚木	長岡俊雄	谷原、下埜、佐田、根三田、木滝佐田谷原入会	野口進一郎
荒野	高田弘平	長栖、鱈川、木滝	橋本喜美
清水、小山	野口定則	鉢形、港ヶ丘、旭ヶ丘、鉢形台、高天原、平井、平井南	内野正
林、田野辺	堺田廣次	宮中の一部(神領、中町附、宮中野)	内山一
中、奈良毛	田口茂	宮中の一部(三笠山、東山、神野向)、神野1~4丁目、宮中1~8丁目、宮下1~3丁目、城山1~4丁目	池田芳範
和	山本清治	沼尾、須賀	塚原義康
津賀	橋本市郎	山之上、田谷、田谷沼、猿田	茂木要
武井	大槻勝敏	爪木、大船津	遠藤實
志崎	東峰守		

農地法第3条の別段面積(下限面積)の設定について

農地法第3条による耕作目的のために農地の取得(売買・賃借権の設定など)をする場合は、現在、権利を有している面積と新たに取得しようとする面積の合計が50アール(下限面積)以上の耕作面積を確保することが必要です。

農業委員会は、毎年、別段面積(下限面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっており、平成23年9月開催の鹿嶋市農業委員会総会において審議を行ない、以下のとおり決定しました。

方針 現行の別段面積(下限面積) 50アールの変更は行わない。

区域設定 鹿嶋市全域とする。

理由 (1) 農地法施行規則第20条第1項の適用について

農家基本台帳(2010農林業センサス)では、管内の経営耕地面積が50アール以上の農家が全農家数の概ね5割を占めている。



(2) 農地法施行規則第20条第2項の適用について

平成22年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は約2.0%と低い状況であり、引き上げを行うことにより、経営面積の縮小化に繋がり、経営効率や生産性の低下を招くなど、総合的な利用の確保に支障が生じることが想定されるため、別段の面積の引き上げは行わない。

★農地の転用・売買等は許可が必要です。(無断転用には厳しい措置が講じられます)

- ・法3条申請～農地を売買したり、貸したりするとき
- ・法4条申請～自分名義の農地を転用するとき
- ・法5条申請～他人名義の土地を買って、或いは借りて転用するとき
- ・市街化区域内の農地転用は届出制となっています

☆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、資材置場、駐車場などの農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会の許可が必要です。

ただし、農振農用地区域内は、農地の転用申請前に農振農用地区域の除外申請を行わなければなりません。(問い合わせ～農林水産課)

平成22年度農業委員会の活動目標の実績及び平成23年度の活動目標について

	1 認定農業者等担い手の育成確保	2 担い手への農地の集積	3 耕作放棄地解消	4 違反転用への対応	
H22	目標	5 経営体	3ha	1ha	0件(0ha)
	実績	2 経営体	7.9ha	0.2ha	是正(0.08ha)
H23	目標	19 経営体	6.5ha	1.42ha	0件 農地パトロール

農政に関する市長への建議



農業委員会では、鹿嶋市の農業振興を図るために、地域の農業者や農業団体の意見・要望を集約し、農産物のブランド化や農業の担い手育成等、5項目からなる「活力ある地域農業の確立に向けた建議書」を8月24日に内田市長へ提出しました。

農地の利用状況調査

農地の利用状況調査(農地法第30条)は、平成21年12月15日付けで農地法の一部を改正する法律が施行され、毎年すべての農地について利用状況調査を行い、農業上の利用を図るため必要な指導を行うものです。

本年度は、10月から11月にかけて農業委員による農地パトロール並びに農地の利用状況(遊休農地)調査を行いました。

この調査結果に基づき、農業委員会にて課題等の整理・検討を実施し、遊休農地の所有者等に対し具体的な指導(通知・公告・勧告)を一貫して行うこととなります。



農地の無断転用防止

農地法の許可を受けずに農地を転用した場合、農地法に違反することになります。無断転用した者、原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています(法第64条)。また、法人等については1億円以下の罰金となります(法第67条)。

農地を農地以外にするときは、農業委員会にご相談ください。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請のお知らせ

平成24年は、農業委員の改選の年です。

この選挙は、農業者の方々の声を受け止めて、地域農業の振興に努める代弁者を選ぶ大切な選挙です。選挙権のある方は、農業委員会選挙人名簿(平成24年1月1日を基準に作成)に登載されている方で、次の要件を満たす方です。

- ①市内に住所を有する満20歳以上で、農地を10アール以上耕作している農業経営主
- ②上記の者と同居する満20歳以上の親族、又はその配偶者で、年間60日以上農業に従事する者

農業委員会委員選挙人名簿に登載されていない方は、投票することも立候補することもできません。農業委員の選挙の選挙人名簿は、耕作の業務を営む者の申請により登録されます。

選挙人名簿に登載するには、

平成24年1月1日現在の「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を農業委員会に提出することが必要です。農業委員会では、12月中旬に、選挙人名簿登載申請書を各農家世帯に郵送します。返信用封筒が入っていますので、必ず 1月10日必着となるよう郵送していただくか農業委員会事務局までご持参ください。

※ 申請書が届かないなど不明な点がありましたら、お問い合わせください。

認定農業者等との意見交換会

農業委員会では、毎年、認定農業者等（農業者・農業団体・女性農業団体・農業士等）との農政に関する意見交換会を実施し、農業者の要望や意見を集約し、県農業会議、市長、議長への建議・要望を行っております。



☆認定農業者制度とは☆

認定農業者制度は、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」をめざすことにより「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。

対象者は、農業経営をめざす意欲のある人で、性別・専業・兼業の別などを問わず、どなたでも認定を受けることができます。

また、主な支援措置として、スーパーL資金、農業近代化資金等は低金利で融資が受けられ、運転資金として、就農支援資金、農業改良資金は無利子での融資が受けられるなど農業者にとっては、有利な資金の活用が図られます。

(詳しいことは農林水産課へお問い合わせください)

農地の貸し借りは利用権設定で

現在、利用権設定数は、356件で設定面積は112.7haです。

この制度は、農用地の利用集積を図るもので、農地法第3条の許可を得ることなく農地の賃貸借をすることができます。また、再設定して継続することもできます。年2回(7月、12月)に農地利用集積計画を決定しています。

申請用紙及び詳しくは、農林水産課にお問い合わせください。

◆借り手のメリット

- ・農地法の許可なく借りることができます。
- ・農業経営規模の拡大が図れます。
- ・賃貸期間は安心して耕作できます。

◆貸し手のメリット

- ・農地法の許可なく貸すことができます。
- ・期限が来れば離作料を払うことなく農地が戻ります。
- ・不在地主も貸すことができます。

全国農業新聞にひん

全国農業新聞の購読についてのお申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局まで

- 発行日：毎週 金曜日
- 購読料：月額600円

農業者年金について

農業者年金は積立方式で、将来受給する年金の原資となります。詳しいことは、農業委員会・農協にご相談ください。

加入要件

- ・国民年金の第一号被保険者(国民年金加入者)
- ・20歳から60歳未満の農業従事している方(年間の農業従事日数が60日以上)
- ・その他、家族(同一世帯)が農業に従事している方

保険料

自由に設定でき、月額2万円から6万7千円までの千円単位での自由選択となっており、随時見直すことができます。

税制上の優遇措置

- ・支払った保険料は、確定申告の時に控除対象となります。
- ・年金給付についても、公的年金等の控除対象となります。

政策支援

- ・35歳未満と35歳以上44歳未満で補助率が変動いたします。

農業委員会総会日程

締切日	毎月10日
総会日	毎月28日
農地農政相談	随時

土日及び祝祭日にかかる場合は、翌日となります。



編集後記

東日本大震災から約8か月が過ぎ、平常な生活に戻りつつあるかと思いますが、地震による家屋等の損壊、津波による浸水、原発による農水産物の風評被害は出荷停止・自粛を招くなど大変な状況がありました。

しかし、農家の皆さん方の力強い復旧・復興のもと、安全・安心への取り組みによりその苦難を乗り越えてきたものと感じており、1日も早く通常生活に戻るよう期待をしております。

最後に、「農委だより」への掲載記事を募集しておりますので、気軽にお寄せください。

【お問い合わせ先】

鹿嶋市農業委員会事務局
0299-82-2911
内線番号 481・482

編集委員会

委員長	橋本喜美
副委員長	山本清治
委員	大川長壽
委員	大槻勝敏
委員	大野定守
委員	橋本喜美
委員	山本清治
委員	大川長壽
委員	大槻勝敏
委員	大野定守